市議会

市議会

▶議会事務局庶務調査係　☎497-2566

市議会は、市の意思決定機関であり、市の条例や予算を決めるなど重要な役割を果たしています。

議員の定数は20人、任期は４年で、４年ごとの選挙で選ばれます。議会の定例会は３月・６月・９月・12月に開かれ、その他必要がある場合には臨時会が開かれます。

また、議会には、いろいろな問題（議案）を能率的に話し合う（審査する）ために委員会制度が設けられています。

➡きよせ市議会だより　73ページ

請願・陳情のしかた

▶議会事務局議事係　☎497-2567

市政などについて、市議会に直接希望や要望を申し出る制度として請願・陳情があります。請願は議員の紹介（一人以上）を必要としますが、陳情は不要です。請願・陳情の書き方はＡ４版（縦）に日本語を用い横書きにしてください。

件名、請願（陳情）の趣旨、住所、氏名、提出年月日を記載し、議長あてに文書で提出してください（郵送も受け付けますが、電子メール・ファクシミリなどでの提出は受け付けていませんのでご注意ください）。

本会議・委員会の傍聴

▶議会事務局議事係　☎497-2567

議会の活動を知るために、本会議、委員会の傍聴ができます。日程は市報やホームページでお知らせしますので、ぜひお出かけください。

なお、市議会本会議および委員会の傍聴の際には、開会当日、受付で住所、氏名を記入していただくなど手続きが必要です。傍聴の定員は30人です。

清瀬市議会議員

清瀬市議会議員名簿

議長	斉藤実
副議長	森田正英
氏名	所属会派
斉藤あき子	公明党
原和弘	公明党
城野けんいち	清瀬みらい
友野和子	清瀬自民クラブ
清水ひろなが	清瀬自民クラブ
小西みか	風・立憲・ネット
ふせ由女	共に生きる
山崎美和	日本共産党
香川やすのり	日本共産党
鈴木たかし	公明党
西上ただし	公明党
石川秀樹	無所属の会
渋谷けいし	清瀬自民クラブ
森田正英	清瀬自民クラブ
宮原りえ	風・立憲・ネット
斉藤実	風・立憲・ネット
深沢まさ子	日本共産党
原田ひろみ	日本共産党
佐々木あつ子	日本共産党

※議席番号順

選挙

▶選挙管理委員会事務局　☎497-2561

選挙

選挙は、憲法によって確立されている政治参加の制度です。市長や市議会議員も私たちが選挙で選ぶ市民の代表です。

選挙権のある方

日本国民で満18歳以上の方。清瀬市の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

投票できる方

市内で投票するには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。毎年３・６・９・12月と選挙の行われるときに、満18歳になった方と、市内に転入した方を新たに登録します。この場合、転入届けをした日から引き続き３か月以上、住民基本台帳に記録されていることが必要です。

投票制度

投票制度には、選挙期日に投票に行けない、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいる、などさまざまな状況を考慮して、選挙期日の前にあらかじめ投票することができる仕組みがあります。

詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

期日前投票制度

投票日当日、仕事や旅行などの用事で投票所に行くことができない場合、選挙人名簿に登録されている区市町村の期日前投票所において、前もって投票することができます。ただし、期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書に記入が必要です。

遠隔地に滞在している場合の不在者投票

選挙の期間中、仕事や旅行などで名簿登録地以外の区市町村に滞在している場合、事前に申請手続をしていただくことにより滞在先の区市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

指定病院等に入院している場合の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定している病院・老人ホーム等では、病院等内で不在者投票をすることができます。投票用紙などは病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

自宅での不在者投票

郵便等による不在者投票

重度の身体障害などで投票所に行くことが困難な方は、自宅など現在いる場所で投票用紙に記入をして、郵便等による不在者投票をすることができます。希望される方は、あらかじめ選挙管理委員会に申請手続きをし、郵便等投票証明書を取得する必要があります。

在外選挙制度

外国にいても「在外選挙制度」で、日本の国政選挙の投票ができます。対象となる選挙は衆議院議員および参議院議員の選挙です。

あらかじめ区市町村の選挙管理委員会の在外選挙人名簿に登録する必要があり、出国前に市窓口で手続きを行う方法と、出国後に在外公館で手続きを行う方法があります。

代理投票・点字投票

代理投票は、手などが不自由で文字を書くことができない方の意思を確認して投票所の係員が代筆して投票する制度のことです。

また投票所には点字投票用の投票用紙や点字器があり、点字投票もできますのでご利用ください。

情報発信と公開

広報紙（誌）・ホームページなど

市報きよせ　毎月１日・15日発行

▶秘書広報課広報広聴係　☎497-1808
▶清瀬市シルバー人材センター（配布関係）　☎494-0903

市の計画や財政状況、事業、行事、催し物など市政情報を定期的に市民の皆さまにお知らせするため、広報紙『市報きよせ』を毎月１日と15日に発行し、シルバー人材センターを通じて全戸配布しています。その他にも、市内郵便局や市役所、清瀬けやきホール、各地域市民センター、中央・駅前図書館、郷土博物館など公共施設でも配布しています。

また、市のホームページにも掲載しています。

きよせ市議会だより　５・８・11・２月の15日発行

▶議会事務局庶務調査係　☎497-2566

年４回開かれる定例会の質疑や議決結果などをお知らせします。年４回発行し、シルバー人材センターを通じて全戸配布しています。また、市のホームページにも掲載しています。

清瀬市議会映像配信

▶議会事務局議事係　☎497-2567

議会が行う会議の映像および音声を録画し、インターネット上で公開しています。配信は会議が散会、延会、または閉会した日から５営業日以内に開始され、市のホームページからご覧になれます。

きよせ女性広報誌「Ms.スクエア」　４・10月の１日発行

▶男女共同参画センター　☎495-7002

男女共同参画社会の実現を目指して、公募で選ばれた女性編集委員が企画・執筆・編集する広報誌です。年２回発行し、シルバー人材センターを通じて全戸に配布しています。

教育委員会だより　きよせ

▶教育総務課庶務係　☎497-2537

市立小・中学校での出来事、生涯学習情報・図書館の案内・催し物など、清瀬市教育委員会の活動をお知らせします。市のホームページに掲載しています。

消費生活センターだより「ちえのわ」　年４回発行

▶消費生活センター　☎495-6211

消費生活センターの事業や消費生活相談の事例紹介、消費生活に関する知識などを幅広く掲載しています。年４回発行し、消費生活センターや市内公共施設にて配布しています。また、市のホームページにも掲載しています。なお、１年に１回全戸配布しています。

声のたより（音声版の広報紙）

▶秘書広報課広報広聴係　☎497-1808

目の不自由な方へ、定期的に市政情報を提供するため、『市報きよせ』『市議会だより』『女性広報誌Ms. スクエア』『教育委員会だより』『消費生活センターだより「ちえのわ」』を発行のたびにCDなどに吹き込み、「声のたより」として郵送でお届けしています。また、図書館でも利用することができます。

無料ですので、ご希望の方は、お気軽にお申し込みください。

清瀬市ホームページ

▶秘書広報課広報広聴係　☎497-1808

生活に密着した情報や市内の見どころ・公共施設の紹介のほか審議会などの活動報告、さらに電子申請サービスでは、市への各種手続きができます。

URL　https://www.city.kiyose.lg.jp/

清瀬市ツイッター（アカウント名はkiyose_tokyo）

▶秘書広報課広報広聴係　☎497-1808

防災情報や市内の生活情報を、パソコンや携帯電話から閲覧できます。フォロー（登録）すると、簡単に情報を閲覧することができます。

URL　https://twitter.com/kiyose_tokyo

清瀬市公式Facebook

▶秘書広報課広報広聴係　☎497-1808

市ホームページ「清瀬市公式Facebookページ」の関連リンクから、清瀬市Facebookページをご覧いただくことができます。

情報公開制度と行政資料コーナー

▶総務課文書法制係　☎497-2031　FAX492-2415

情報公開制度

１．公文書の開示

市は、清瀬市情報公開条例に基づき、開かれた市政を推進し、市民の知る権利を保障するため、市が保有する公文書（文書、図画等）を公開しています。この公文書の公開には請求手続きが必要です。請求書（請求書は、清瀬市ホームページからダウンロード可）に必要事項をご記入の上、市役所２階総務課文書法制係に直接持参または郵送してください。また、ファクスでご送付いただくこともできます。その際は、「請求書」の着信確認のため、上記までお問い合わせくださ

い。なお、手数料は無料ですが、情報の写しの作成に要した費用や郵送料は、実費負担となります。

2．自己に係わる個人情報（特定個人情報を含む）の開示

市は、各種行政サービスを提供するなかで、公文書などとして個人に係わる情報を保管・保存しています。これら個人情報のうち、清瀬市個人情報の保護に関する条例に基づき、自己に係る個人情報を本人に限って公開しています。個人情報のうち、マイナンバー（個人番号）をその内容に含むものを特定個人情報といい、これについても開示対象となります。この個人情報の開示請求には、運転免許証や健康保険被保険者証など本人であることを証明する書類が必要です（詳しくはお問い合わせください）。なお、手数料は無料ですが、情報の写しの作成に要した費用や郵送料は、実費負担となります。

行政資料コーナー

市役所２階の「行政資料コーナー」では、清瀬市をはじめ国や都、近隣市が刊行した書籍やパンフレットなど、各種資料を自由に閲覧できます。また、コピーサービス（有料）も行っていますのでお気軽にご利用ください。

オンブズパーソン制度

▶総務課文書法制係　☎497-2031　FAX492-2415

オンブズパーソン制度では、市政に関する市民の皆さまご自身の利害にかかわる苦情を解決するため、民間から選ばれた有識者のオンブズパーソン（２名）が苦情申立てに対し、公正・中立的な立場から調査を実施し、必要があれば市の機関に制度の改善を求める勧告等を行います。

【申立期間】

ご自身の利害にかかわる制度や事業について、原則として不利益等の事実があった日から１年以内

【申立て方法】

苦情申立書（清瀬市ホームページからダウンロード可）に必要事項をご記入の上、市役所２階総務課文書法制係に直接持参または郵送してください。なお、ファクスでご送付いただくこともできます。その際は、「苦情申立書」の着信確認のため、上記までお問い合わせください。

市に対するご意見・ご要望

市長への手紙・ファクス・電子メール

▶秘書広報課広報広聴係　☎497-1808

市長に直接ご意見やご提案をいただく制度です。お気軽にご利用ください。回答をご希望の方は、住所・氏名・電話番号・メールアドレスなどを必ずご記入ください。回答につきましては、文書・メールなどの方法により３週間を目安にいたします。

市長への手紙と投かん箱の設置場所

市役所（総合案内・秘書広報課）、健康センター、清瀬けやきホール、各地域市民センター、郷土博物館、中央・駅前図書館、男女共同参画センター、障害者福祉センター、消費生活センター、児童センター、コミュニティプラザひまわり

市長へのファクス

秘書広報課に設置されたファクスで、終日受け付けています。

ファクス：491-8600（ハロー）

市長への電子メール

専用のアドレスにて、終日受け付けています。

メールアドレス：k.shibuya@city.kiyose.lg.jp

弁護士　小池 良
第二東京弁護士会所属

地元清瀬の法律事務所におまかせ下さい

法律相談　３０分３０００円
※相続と交通事故は初回３０分無料
（電話またはHPにて要予約）

アクセス・相談予約は
東京けやき法律事務所　検索

●相続●遺言●遺産分割●遺産整理●遺留分の請求●相続税申告●相続放棄
相続で他の相続人等と代理人として交渉できるのは弁護士だけです！
●不動産名義変更●家族信託●成年後見●任意後見契約
●交通事故●離婚●裁判・調停　都心に行かなくても大丈夫です！

東京けやき法律事務所　TEL 042-497-1425

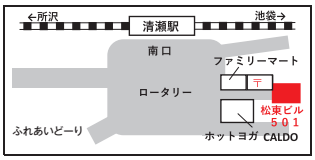

清瀬市松山１－４－２０　松東ビル５０１
（詳細マップ 5図D-4）
清瀬駅南口徒歩すぐ！（エレベーターあり）